

協議第4号

新市の事務所の位置について

新市の事務所は、稲沢市稲府町1番地に置く。

平成15年8月27日提出

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会

会長 服部 幸道

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会の調整内容（案）

| | |
|-------|-------------------------|
| 協定項目 | 4 新市の事務所の位置 |
| 調整の内容 | 新市の事務所は、稲沢市稲府町 1 番地に置く。 |

【提案理由】

地方自治法第 4 条第 2 項の規定に基づき、現行の 1 市 2 町の事務所のうち、交通の事情、他の官公署との関係において最も優れた場所に新市の事務所を置くことにより、住民の利用の便を確保するためである。

（説明）

新市の事務所の位置については、地方自治法第 4 条第 2 項の規定に基づき、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払う必要があることとされています。

交通アクセスの面では、現在の稲沢市役所は、地域の幹線道路である西尾張中央道と南大通線の交差点に位置し、名鉄名古屋本

線、JR東海道本線へのアクセスが可能であり、名鉄バス停留所からも至近の位置に立地しています。

他の官公署との関係においても、現在の稲沢市役所付近には、名古屋法務局稲沢出張所、稲沢郵便局、稲沢警察署が立地しています。

このように、1市2町の現在の事務所のうち、交通の事情、他の官公署との関係において最も優れる場所に新市の事務所を置くことにより、住民の利用の便を確保するものです。

【法令・取扱通知等】

地方自治法

第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当つては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

【現況】

| 現況 | 稲沢市 | 祖父江町 | 平和町 | 備考 |
|------|--|--|---|----|
| 所在地 | 稲沢市稲府町1番地 | 祖父江町大字上牧字下川田454番地 | 平和町大字横池字中之町138番地 | |
| 敷地面積 | 29,271.29 m ² | 15,712.48 m ² | 11,048.40 m ² | |
| 構造 | <p>本庁舎・・・鉄骨鉄筋コンクリート造</p> <p>地上4階・地下1階</p> <p>第1分庁舎・鉄筋コンクリート造</p> <p>地上2階</p> <p>第2分庁舎・鉄骨造</p> <p>地上2階</p> <p>第3分庁舎・鉄筋コンクリート造</p> <p>地上2階</p> | <p>鉄筋コンクリート造</p> <p>地上2階</p> <p>〔一部地上3階〕</p> <p>地下1階</p> | <p>鉄骨鉄筋コンクリート造</p> <p>(一部鉄筋コンクリート造)</p> <p>地上3階</p> | |
| 延床面積 | <p>11,320.11 m²</p> <p>〔 本庁舎・・・8,504.71 m² 〕</p> <p>〔 第1分庁舎・ 648.00 m² 〕</p> <p>第2分庁舎・ 816.00 m²</p> | 2,963.97 m ² | 3,572.44 m ² | |

| | | | | |
|--------|---|--------------------------|------------|--|
| | 第3分庁舎・1,351.40 m ² | | | |
| 竣工 | 本庁舎・・・昭和45年9月30日 第1分庁舎・昭和57年3月20日 第2分庁舎・平成9年3月10日 第3分庁舎・昭和45年9月30日 (一部昭和54年9月12日) | 昭和46年8月31日 (一部増築) | 昭和52年4月15日 | |
| 駐車場 | 596台 〔敷地内・・・461台〕 敷地外・・・135台 | 205台 | 170台 | |
| 最寄官公署 | 名古屋法務局稲沢出張所 稲沢郵便局 稲沢警察署 一宮保健所稲沢支所 | 祖父江郵便局 | 平和郵便局 | |
| 交通アクセス | 主要地方道一宮蟹江線(西尾張中央道) 主要地方道一宮蟹江線(南大通線) | 一般県道尾西津島線 | 一般国道155号 | |

| | | | | |
|--|---|--------------------|--|--|
| | 名鉄本線国府宮駅まで 2.1 k m J R 東海道本線稲沢駅まで 3.7 k m 名鉄バス稲沢市役所前停留所 | 名鉄尾西線森上駅まで 1.4 k m | 名鉄尾西線六輪駅まで 1.5 k m 名鉄津島線勝幡駅まで 2.2 k m | |
|--|---|--------------------|--|--|